

## 応募要領

### 1 事業名

「令和8年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視（小笠原諸島森林生態系保全センター）」

### 2 事業の目的及び概要

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種について、個体の保護・保全等を含めた総合的な保護管理を推進するため、小笠原諸島に生息・生育する国内希少野生動植物種（鳥類、植物、昆虫類、哺乳類、陸産貝類）を対象に巡視を実施します。

### 3 募集する自然保護管理員

父島 2名  
母島 2名

### 4 巡視業務の内容及び日数等

「令和8年度希少野生生物保護管理対策（植物等）に係る巡視計画」（別紙1）に基づき、日数は父島24日、母島24日、1日単位で巡視を実施します。  
なお、巡視に使用する車両費（燃料、損料、保険料）は契約額に含みます。

### 5 契約限度額

- (1) 父島：24日 1名あたり¥403,200－（消費税及び地方消費税を含む。）  
（巡視1日あたり¥16,800－）
- (2) 母島：24日 1名あたり¥403,200－（消費税及び地方消費税を含む。）  
（巡視1日あたり¥16,800－）

### 6 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等 その他」であって、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、応募書の提出期限までにその資格を有する者であること。
- (3) 過去15箇年以内に希少野生生物（植物及び動物）の巡視又は類似業務の経験を有する者であること。

- (4) 応募書の提出期限から審査の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 林野 庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等 契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野 庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、または、当該状態が継続している者でないこと。

## 7 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）までとします。

## 8 応募方法

- (1) 本事業に参加を希望する者は、下記(2)に記載されている提出書類を、令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時までに、14 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、期間内必着とします。
- (2) 提出する書類は次のとおりです。
  - ア 応募書の提出について（別紙様式 1）
  - イ 応募書（別紙様式 2）
  - ウ 資格審査結果通知書の写し
  - エ 類似業務実績書類
  - オ 個人で応募の場合は、履歴書及び住民票、団体に応募の場合は、定款等
- (3) 留意事項
  - ア 本応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
  - イ 提出する応募書は、1 者につき 1 点とします。
  - ウ 応募書で添付書類に不備のある者は失格とします。
  - エ 提出された応募書は返却しません。
  - オ 提出された応募書は審査以外に提出者に無断で使用しません。
  - カ 応募書に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

## 9 審査方法等

- (1) 応募書は、別紙 2 「選定要領」により審査します。
- (2) 応募者個人の実績、知識等を審査・採点し、得点の上位者を契約候補者として選定します。

ただし、得点が上位者であっても、自然保護管理員として適当でないと判断する場合は契約候補者として選定しないことがあります。

また、企業、事業体等で複数の者を応募される場合、必ずしも応募者全員が選

定されない場合もあります。

10 審査結果の通知

審査結果については、令和8年4月8日（水）までに全ての参加者に通知します。

11 契約の締結

- (1) 契約候補者は、支出負担行為担当官関東森林管理局長と、委託契約の協議が整い次第、契約を締結することとします。ただし、契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができないこともあります。
- (2) 契約保証金については、予決令第100条の3第3号の規定により免除します。

12 委託費の支払方法

本事業の委託費の額が確定した後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に基づき、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとします。

13 実績報告等

- (1) 受託者は、契約締結時に別途指示する様式により、毎月、関東森林管理局長に巡視結果報告書を提出していただきます。
- (2) 本事業により取得した成果品及び著作権は、関東森林管理局長が承継するものとします。

14 応募・照会等窓口

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町  
小笠原総合事務所3階 小笠原諸島森林生態系保全センター  
TEL：04998-2-3403  
担当：専門官

(別紙様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 殿

住 所： 東京都小笠原村〇〇  
氏 名：  
(商号又は名称)  
(代表者氏名印)

### 応募書の提出について

令和8年3月 日付けで公募のあった「令和8年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視（小笠原諸島森林生態系保全センター）」の委託業務に応募します。また、別添のとおり応募書を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

#### \*添付書類

- ・ 応募書（別紙様式2）
- ・ 資格審査結果通知書の写し
- ・ 類似業務実績証明書類
- ・ 個人で応募の場合は「履歴書」及び「住民票」、団体で応募の場合は「定款」等

(別紙様式2)

## 応 募 書

住 所：  
氏 名： 印  
生年月日：  
年 齢：  
電話番号：

下記項目について記載ください（様式は任意）

### 1 巡視者の同種又は類似業務の実績

記載事項（例）

- ・ 過去15年以内の類似業務（希少野生生物の巡視に関する業務、その他野生生物の保護・保全に関する業務等）の実績

### 2 事業の実行体制

記載事項（例）

- ・ 種の保存法等、関連法令の知識
- ・ 事業に必要な諸資材（双眼鏡、カメラ、GPS、自動車等）の有無
- ・ 団体等の場合は実行体制（自然保護管理員の人数や配置等）
- ・ 緊急連絡体制（携帯や無線機等の有無、団体等の場合は団体等を含めた緊急連絡体制等）

### 3 巡視者の希少野生生物及び森林生態系に関する理解度

記載事項（例）

- ・ 所有している資格等
- ・ 希少野生生物に関する研修受講実績等
- ・ その他

(別紙 1)

**令和 8 年度希少野生生物保護管理対策（植物等）に係る巡視計画**  
(小笠原諸島森林生態系保全センター) (父島・母島)

**1 事業の目的**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）が制定されるなど、希少な野生動植物種の保存に対する国民の要請の一層の高まりを受け、国有林野事業においても、種の保存法に即した森林の保護管理を適切に実施する必要がある。

このため、種の保存法第 4 条第 3 項に基づき国内希少野生動植物種に指定され、東京都小笠原村地区の国有林野内に生息（生育）する植物、鳥類、昆虫類、哺乳類及び陸産貝類（別表のとおり）を対象に定期的かつ継続的に巡視を行うことによって、対象種の生息（生育）状況を把握し、よりよい生息（生育）環境を保護・保全することを目的とする業務である。

**2 巡視業務を実施するための指示事項**

(1) 巡視すべき箇所（区域）

東京都小笠原村父島・母島に所在する国有林のうち、別表の対象種が生息・生育する箇所及び過去に生息の情報がある箇所であり、監督職員等が指示する箇所（別紙図面の区域のとおり）

(2) 事業期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(3) 巡視日数及びその実施者

巡視日数 月 2 日、自然保護管理員 4 名、計 96 人日

月別の巡視日数は、下表のとおりとする。ただし、災害等でこれによりがたい場合は、変更することがある。

巡視月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
巡視日数(父)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
巡視日数(母)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

(4) 重点的に巡視すべき時期、場所等

巡視すべき時期は、原則、上記(3)のとおりとし、巡視すべき箇所については、監督職員等の指示に従うこととし、鳥類の営巣地付近に人の入り込みがあり繁殖活動等に影響を及ぼす恐れのある場合や、希少植物の開花・結実の時期などには、その生息・生育地周辺を重点的に実施する。

(5) 他機関等との連携

巡視にあたり、小笠原総合事務所国有林課及び環境省小笠原自然保護官事務所等と情報共有を密にし、より効率的・効果的に巡視を実施する。

**3 損傷された個体の応急措置**

損傷された個体が発見された場合は、速やかに応急措置を施すとともに、その状況を監督職員等に連絡し指示を受ける。

#### 4 繁殖地等の被害の応急措置

対象種の繁殖地に被害等があった場合は、その状況を監督職員等に報告する。

#### 5 その他

- (1) 植物の巡視に際しては、観察種毎に、株数、枯・折損の有無、生育評価及び開花・結実状況等を観察調査して記録する。
- (2) 鳥類の巡視に際しては、可能な限り場所ごとの観察個体数、繁殖期の営巣数、営巣木の種類、抱卵数、育雛数及び食餌動植物の種類等を観察調査して記録する。また、アカガシラカラスバトやオガサワラカワラヒワについては可能な限り足環の有無や色を記録する。

#### 6 環境配慮事項

当該巡視の実施にあたり、外来植物の種子及び外来のプラナリア等を林内に持ち込まないため、実施前後に身体に付着した種子の除去や靴底の泥落とし等を行う。また、オガサワラノスリから威嚇行動を頻繁に受ける場合は、当該箇所での巡視を中断し、監督職員等に報告する。

#### 7 環境負荷低減への取組

当該巡視の実施にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

#### 8 巡視実施報告書の提出

巡視者は、契約書に規定する「希少野生生物保護管理対策に係る巡視実施報告書」を、原則として当該月の月末まで関東森林管理局長に提出する。

(別表)

### 巡視対象種一覧表

種 類	種 名
鳥類	オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、ハハジマメグロ、オガサワラカワラヒワ
植物	ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバノトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ、セキモンウライソウ、オキノクリハラン、コキンモウイノデ、ユズリハワダン、ナガバキブシ、ハザクラキブシ、セキモンノキ、ムニンホオズキ、ムニンミドリシダ、マルバタイミンタチバナ、オトメシダ、シマツレサギソウ
昆虫類	オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラナガタマムシ、シラフオガサワラナガタマムシ、オガサワラムツボシタマムシ父島列島亜種、オガサワラムツボシタマムシ母島亜種、ツヤヒメマルタマムシ、ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種、オガサワラトビイロカミキリ、オガサワラトラカミキリ、オガサワラキイロトラカミキリ、オガサワラモモブトコバネカミキリ、フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種、オガサワライカリモントラカミキリ、クスイキボシハナノミ、キムネキボシハナノミ、オガサワラキボシハナノミ、オガサワラモンハナノミ、オガサワラセセリ
哺乳類	オガサワラオオコウモリ
陸産貝類	アニジマカタマイマイ、コガネカタマイマイ、チチジマカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、フタオビカタマイマイ、アナカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ヌノメカタマイマイ、キノボリカタマイマイ、コハクアナカタマイマイ、ミスジカタマイマイ



(2) 事業の実行体制

本事業の実施にあたり、関連法令の知識や必要な諸資材等を有し、緊急連絡体制を確保(団体等に所属する場合は団体等との緊急連絡体制や人員の配置についても確保)するなど、十分な実行体制を有しているか。

A 十分に有している	10
B ある程度有している	8
C 普通程度有している	5
D やや不十分である	2
E 不十分である	0

(3) 希少野生生物に関する理解度

巡視業務担当者は、希少野生生物に関する研修受講履歴や資格を有するなど、希少野生生物に関する専門的知見や理解度は十分か。

A 十分理解している	10
B ある程度理解している	8
C 普通程度理解している	5
D 一部理解を欠いている	2
E 全く理解していない	0